

間島「商埠地」における中日交渉

白 榮 勘

はじめに

- I 「商埠地」区域の画定
- II 『商埠巡警章程』
- III 衝突事件と交渉

むすびに

キーワード：「間島協約附属公文」、間島「商埠地」区域、『商埠巡警章程』、衝突事件、清日交渉

はじめに

1909年9月、清国と日本は「間島に関する日清協約」（以下「間島協約」と略称）を締結すると共に、「附属公文」を交換した。この「附属公文」は「間島協約」第2条、清国が外国人の居住、貿易のため、龍井村、局子街、頭道溝、百草溝の4ヶ所を開放する、という規定につき、外交公文の形式で、4ヶ所の管轄権に関する合意を記したものである。内容は以下の通りである。⁽¹⁾

(1) 「間島問題及満洲五案件ニ関スル日清協約一件（間島協約解釈問題）」『日本外務省特殊調査文書（45巻）』<高麗書林1990年>541頁（以下『特殊調査文書（45巻）』と略称）。日本語訳：「商埠地域及地域内ノ工程、巡警、衛生等ノ事ハ、清国政府自ラ辦理ヲ行フ、其章程モ亦清国自ラ之ヲ定ムベク。擬定ノ後ハ当該地駐在領事ト協商シ以テ接洽ヲ期ス。」（大正3年1月31日附牧野外

「為照会事、本日簽字之協約第二条内、商埠地段及埠内工程、巡警、衛生等事，由中国政府自行辦理。其章程亦中国自定。擬定後與駐該處領事協商，以期按洽。即希貴大臣查照須至照會者」

ここでは、上記の4ヶ所を「商埠地」と称し、清国に「商埠地」区域の画定権、また工程、巡警、衛生および「商埠地」に関する諸規則の制定権が認められている。

1. 「商埠」地の語義

「商埠地」の名称に関して、中日両国の文献・史料には「開放地」、「通商地」、「埠地」、「商埠」、「開埠地」などと称しており、必ずしも統一されてはいない。中国語の語義は、「埠」を「Bu」と読み、「港」を言い、「商埠」とは、外国と通商する港またはその町（城）を指す。⁽²⁾ 日本語の語義は、「埠」を「フ」、「ハトバ」などと読み、「商埠」は「商業港」であり、外国と通商する「港」、「開港場」である。⁽³⁾

では、「間島協約」の原文にはどう記されて

務大臣發信在間島埠總領事代理宛回訓「間島協約附帶「條約善後」ニ關シ回報ノ件」『外務省警察史（第19卷4間島ノ部）』<不二出版1996年>49頁（以下『外務省警察史（19卷）』と略称）

(2) 中国社会科学院語言研究所『現代漢語詞典』<中国・商務印書館1992年>87頁、1000頁。

(3) 松本昭等『新版漢字源』<学習研究社1988年>281頁

いるか。中国語の記録は、

「第二款 中国政府俟本協約簽定後、從速開放左開各處準備各國人居住貿易。日本政府可於各該埠設立領事館或領事館分館。其開埠日期應行定。龍井村、局子街、頭道溝、百草溝。」

「第七款 本協約簽定後、本約各條即當實行。其日本統監府派出所及文武人員亦即從速撤退、限於兩月內退清。日本政府在第二款所開商埠，亦於兩月內設立領事館」⁽⁴⁾

と書かれている。また、日本語の記録は、以下のとおりである。

第2条「清国政府ハ本協約調印後成ルヘク速ニ左記ノ各地ヲ外国人ノ居住及貿易ノ為開放スヘク。日本政府ハ此等ノ地ニ領事館若ハ領事館分館ヲ酌設スヘシ。開放ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム。龍井村、局子街、頭道溝、百草溝。」

第7条「本協約ハ調印後直ニ効力ヲ生スヘク。統監府派出所並文武ノ各員ハ成ルヘク速ニ撤退ヲ開始シ、二個月ヲ以テ完了スヘシ。日本国政府ハ二個月以内ニ第二条所開ノ通商地ニ領事館ヲ開設スヘシ」⁽⁵⁾

以上に基づいて考究すれば、「商埠地」、「通商地」とは、いずれも「開放」した外国と通商する港または町、城を指しており、実質上変わりはない。本稿では「商埠地」に統一する。

2. 「商埠地」の定義

一般の定義として、「商埠地」は近代におい

て中国が外国と通商のために開放した外国人の居留地である。このうちには、外国との条約によって開いた地域と、中国が自発的に開放したいわゆる自開商埠地との2種がある。⁽⁶⁾

日台礎一氏の解釈は更に詳細である。すなわち、「商埠」の一般的な語義は、中国が外国と通商する「港」または「開港場」を指しているが、これは必ずしも「港」とは限らない。「商埠」地をさらに細分すれば、条約によって開いた「約開商埠」と、中国が自ら開いた「自開商埠」との2種がある。「約開商埠」の場合、外国人に居住、営業、土地および家屋の租借権が認められており、外国人は租課（課税）を課せられない権、家屋および船舶の不可侵害権を有する。商埠地域内の行政権、裁判権は外国に属する。「約開商埠」は専管居留地の性格が強く、中国側の主権が侵害されるか、または停止される場合が多い。一方、「自開商埠」の場合は、中国が外国人の居住区域を画定し、商埠地内の工程、警察、衛生および一切の商埠地内居住民取締に關することは、国家主権に係わる事項として中国官吏が掌握する。商埠地内の海關、郵便、課税などいざれも中国側に属すると共に、外国人の訴訟事件に関しても中国の裁判所において受理し得る。「約開商埠」は、列強の不平等条約による特権適用範囲の拡大に対し、中国が自主性回復、確保への一つ対策として捉えたものである。その例として、吳淞、太沽、浦口、武昌、海州、綏芬河、濟寧など「商埠地」が挙げられている。⁽⁷⁾

間島「商埠地」は「自開商埠」の性格をもっている。というのは、まず、間島「商埠地」は

(4)前掲『特殊調査文書(45巻)』464-469頁

(5)外務省編『日本外交年表並主要文書』(上) <原書房昭和53年>324頁-325頁

(6)外務省外交史料館、日本外交史辞典編纂委員会編

『日本外交史辞典』<山川出版1992年>410頁

(7)「日中関係史に対するプロソポグラフィー的試論」

『総合科学の諸問題』<大阪経済法科大学出版部1987年>32頁-34頁

清国が自ら開いたものであり⁽⁸⁾、また前述の「附属公文」によって、清国は「商埠地」区域の画定権、商埠地域内の工程、巡警、衛生などの行政権、商埠地に関する「諸規則」の制定権を獲得すると共に、商埠地に対する清国の主権行使が条約上で承認されているからである。換言すれば、間島「商埠地」は、清国が自ら開き、また主権下で清国が自ら管理するという点に一致するのである。

ここで言う「諸規則」とは、間島協約締結後、清国間島地方政府が制定した、①『吉林東南路商埠局擬定自開商埠總則』②『吉林東南路各商埠租建章程』③『吉林東南路商埠局擬定商埠巡警章程計開』④『吉林東南路商埠巡警管理規則』(草案)をいう⁽⁹⁾。この諸規則は「商埠地」区域の画定、商埠地内の土地買収と租借、工程(家屋、道路、水溝、公園など建築)、衛生(水道、各種疫病の防止)、巡警(治安、営業の取締、訴訟事件の受理と裁判)などに関し、多方面にわたって詳細に定めている。ここには、日本の支配勢力を排除し、清国の「自主性回復、確保」といった理念が一貫している。

3. 研究課題

「間島協約」の締結は、間島朝鮮人に対する管轄権を二分化する結果となった。1905年のいわゆる保護条約の締結に伴って、日本は朝鮮統

治権確保の需要から、1907年間島に統監府間島臨時派出所を設置するなど、間島総人口7割⁽¹⁰⁾以上を占める朝鮮人に対して管轄権実行を主張した。しかしこれが「間島協約」締結により、「雑居地」に居住する朝鮮人(以下「雑居地朝鮮人」と略称)は、清国の法権に服従し、間島地方官憲において管轄する(第4条)という結果になったため、条約上日本は雑居地朝鮮人に對する管轄権を放棄することを意味した。他方「商埠地」において、日本は「日清協約(「間島協約」一筆者)第2条龍井村以下開放地ニ居留スル韓人ハ本邦人ト同様ニ我治外法権ノ下ニ立つと解釈し⁽¹¹⁾、「商埠地」に領事館を設置すると共に、治外法権の結果として「商埠地」に居住する朝鮮人に対して管轄権を強要した。

したがって理論上で展開すれば、間島朝鮮人は間島という一つの地域で、「雑居地」と「商埠地」という両区域に分けられ、居住区域の異なることによって、それぞれに清日両国の法権に服従するということになる。筆者は、これを間島朝鮮人の管轄権における一つ特異的存在であると定義し、「商埠地」を間島における日本の法権支配の拠点として位置づけ、論述を展開してみたい。

これまで、「間島協約」研究の一環として、雑居地朝鮮人の法的地位、土地所有権および「国籍問題」などに關し、多少の研究が行われ

(8)1907年末から始まった清日「間島問題」の交渉の際、日本側が間島朝鮮人に対する裁判権を強く求めることに対し、清国は折衷案として間島の何ヶ所を定めて、それを外國に開放すると共に、外國の領事館の設置を同意すると提案。詳細は前掲『外務省特殊文書(45巻)』を参照。

(9)明治42年11月20日在間島總領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎「開埠地章程其他諸規則案辺務督辦ヨリ送付ノ件」外務省記録『間島開放地諸規則協定交渉一件』外交史料館所蔵3-1-1-47(以下『交渉一件』と略称)

(10)李盛喨は、間島総人口数の推移を、1907年96,120人であり、そのうち朝鮮人が73,000人;1908年総人口119,080人のうち、朝鮮人が91,000人;1909年総人口130,230人のうち、朝鮮人が98,000人であると統計している。『近代東アジアの政治力学—間島をめぐる日中朝関係の歴史的展開—』<錦正社1991年>397頁

(11)明治42年9月9日石塚統監府総務長官取扱ヨリ石井外務次官宛(電報)「間島協約第二条ノ解釈ニ関シ問合ノ件」外務省編『日本外交文書』(第42巻第1冊)507頁

てきたのは事実である。しかし「附属公文」をはじめ、「商埠地」の定義的問題、商埠地区域と画定、商埠地内の土地買収と租借、商埠地内の警察権および裁判関係などと言った諸課題は依然に未言及な分野である。このような背景を踏まえつつ、本稿は間島「商埠地」に視点を置き、「商埠地」区域の画定、『商埠巡警章程』、清（中）日の対立および交渉など史的過程を通して、商埠地居住朝鮮人の管轄権をめぐる清（中）日の政策を試論的に検討する。

I 「商埠地」区域の画定

1909年9月18日、清国は陶彬を間島「開埠委員」に任命し、局子街商埠地に「商埠総局」を開設すると共に、隸属機構として龍井村、頭道溝、百草溝の商埠地にそれぞれ「商埠局」を設けた。その後、また局子街に「巡警総局」を設置し、その下に各商埠地に「巡警局」を設置したのである。

各「商埠局」は速やかに商埠地区域の画定に着手し、10月上旬に入って画定を終了した。10月18日清国東三省督撫は伊集院公使に「各商埠地段已經次第擇定」であるから、清国政府は清暦9月20日（西暦11月2日）をもって、間島の龍井村、局子街、頭道溝、百草溝を一律に外国

(12)明治42年10月19日伊集院公使ヨリ小村外務大臣宛電報（第370号）「開放期日及決定方交渉」前掲『交渉一件』

(13)永滝久吉の「任命状」には、永滝を「吉林省ノ内延吉府、和龍県、琿春厅ヲ管轄スル朕ノ総領事ニ任シ日本國ノ法令ニ準拠シテ其ノ職務ヲ執行スルコトヲ命ス」と書かれている。ここで永滝の管轄区域が「商埠地」外、即ち「雜居地」までに設定されており、とりわけ琿春厅をも管轄範囲に属させたことが注目される。外務省記録『明治42年、各國駐在帝国領事任免雑件（間島之部）』<外交史料館所蔵6-1-5-6-27>

(14)「明治42年11月6日外務省告示第11号、第12号」「明治42年11月13日外務省告示第13号」前掲『交渉一件』

に開放すると伝えた。⁽¹²⁾

一方、日本は永滝久吉を間島総領事館初代総領事に任命し、10月24日永滝総領事は龍井村に着任した。⁽¹³⁾ 11月2日、龍井村、局子街、頭道溝、百草溝の「商埠地」は正式に開設された。同日、日本は龍井村商埠地に総領事館、局子街商埠地に総領事館分館を開設し、9日頭道溝商埠地に総領事館分館を設立した。⁽¹⁴⁾ 百草溝商埠地は、従来人煙が少く、それに嚴冬季節に入つたため、家屋の建築が間に合わないという理由で、翌年3月1日に総領事館出張所を開設することになった。⁽¹⁵⁾

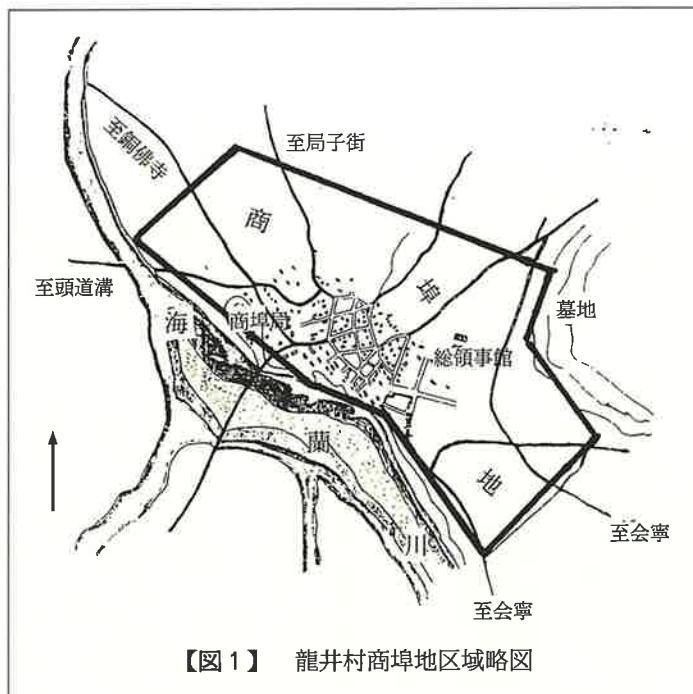
1. 「商埠地」区域

各「商埠局」が画した商埠地区域は、下記のとおりである。

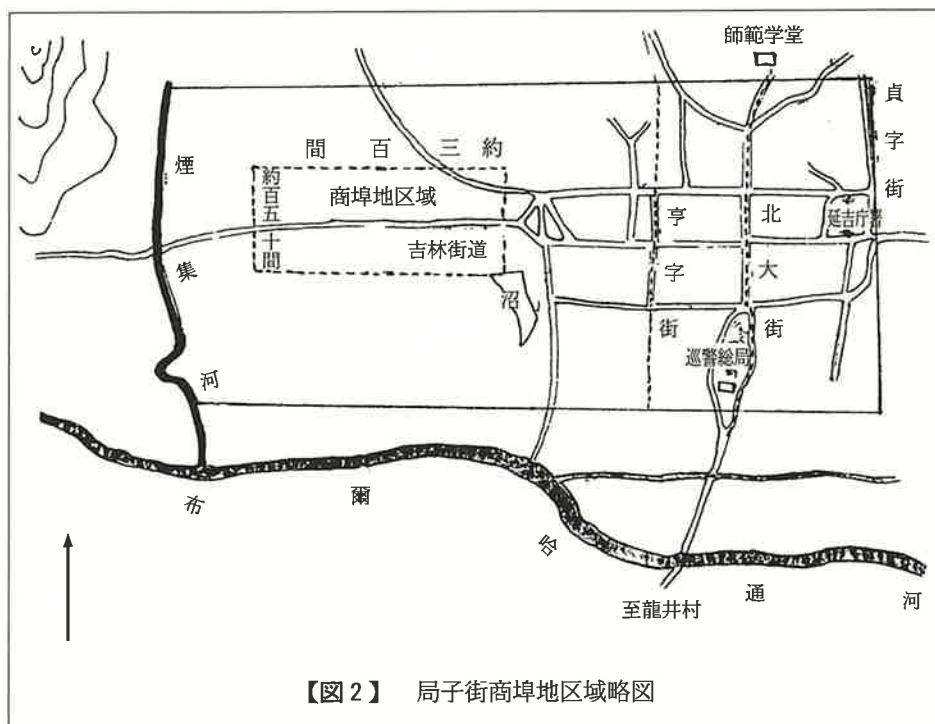
① 龍井村商埠地区域【図1】当商埠地区域は、東は丘陵（墓地）をもって界とし、北は海蘭川（河）岸に沿う平地をもって境界とした。商埠地区域の西辺に清の商埠局があり、東辺には総領事館が位置していた。商埠地区域は市街地を中心四辺に広がり、その周辺には数万坪の畠地が市街地を囲んでいた。また、南と東南へ二つの道路で朝鮮会寧と連結し、北と西へは同じく二つの道路でそれぞれに局子街商埠地と頭道溝商埠地

(15)①百草溝出張所の設置理由について、同年12月永滝総領事は商埠地区域に対する清日の「共同踏査」を行なった後、小村外務大臣の宛に、「当地方ハ農家点々交通不便ノ地ナレハ特に分館ヲ設クル必要無キカ如シ然レモ既ニ其経費モ支出セラレ居ルコト故主任及警部巡査四韓巡査二ヲ在勤セシムル方然ルヘキカト思考ス…」と報告した。（明治42年12月14日永滝総領事ヨリ小村外務大臣宛<電報第23号>「百草溝予定地域視察報告」前掲『交渉一件』）②1922年10月3日、百草溝出張所は総領事館分館に昇格する。（条約局法規課『関東州租界地と南滿洲鉄道付属地 前編「外地法制誌第6部』（昭和41年）338頁

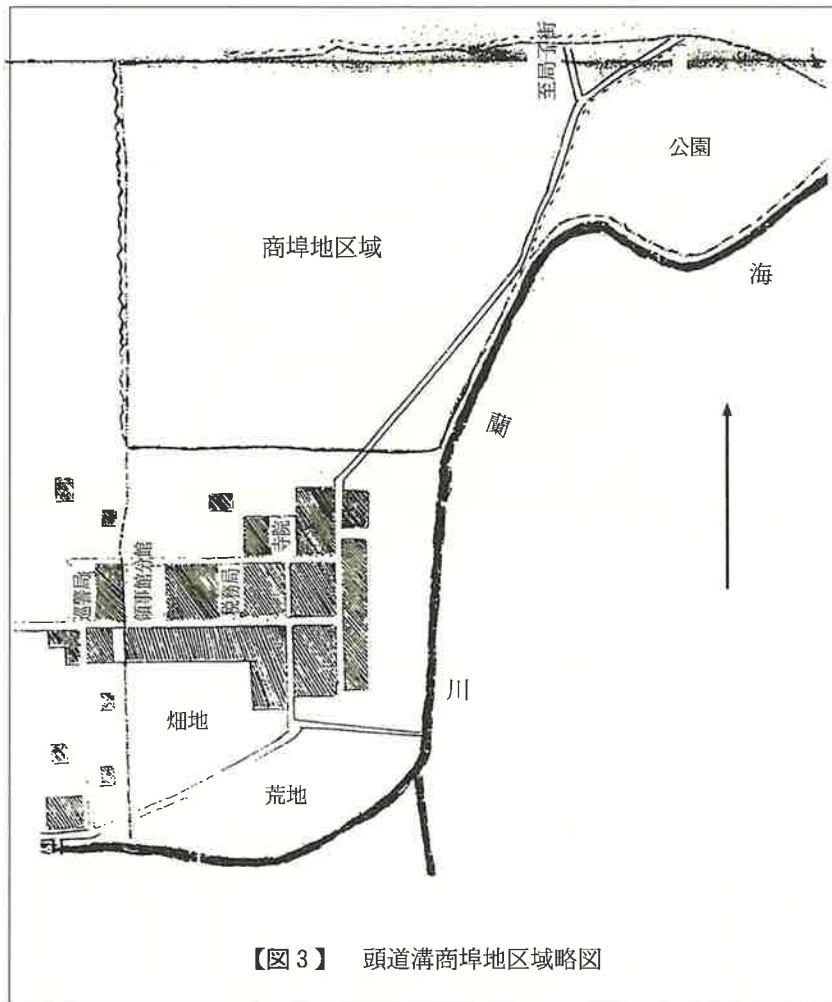
間島「商埠地」における中日交渉



【図1】 龍井村商埠地区域略図



【図2】 局子街商埠地区域略図



【図3】 頭道溝商埠地区域略図

へ連通した。総面積は約10数万坪であった。

- ② 局子街商埠地区域【図2】当地は市街中心から離れて、西北端の畠地の中に位置し、中心部には吉林街道が東西を貫いていた。

商埠地東側に沼があり、南には布爾巴（哈）通河、西に煙集河が流れていた。商埠地区域の南北約150間、東西約300間で、総面積は約4万5千坪であった。

- ③ 頭道溝商埠地区域【図3】局子街商埠地区

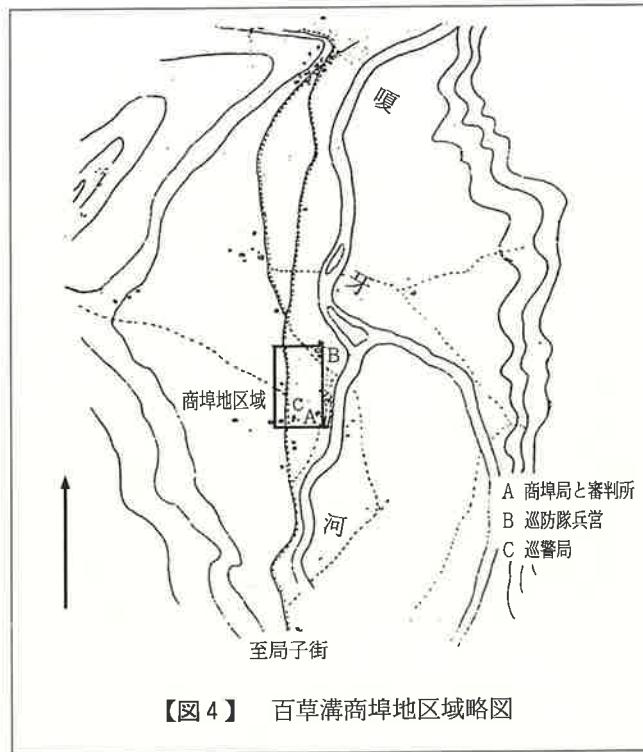
域と同じく市街から離れて北端の畠地に位置した。東側は海蘭川の西岸に沿って界とし南は市街地北辺を界とした。総面積は約10万坪であった。⁽¹⁶⁾

- ④ 百草溝商埠地区域【図4】四面は山に囲まれており、中央の平野地に位置していた。商埠地区域内には清国初級審判所（庁）、巡防隊など官庁があった。東西約20町南北約3里であり、総面積は10万坪弱であった。⁽¹⁷⁾

(16)明治42年11月18日在間島總領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎（機密3号）「予定開埠地ニ関スル件」

前掲『交渉一件』

(17)明治42年12月25日永滝總領事小村外務大臣（公信第／＼



以上の【図1】、【図2】、【図3】は、明治42年11月18日在間島總領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎（機密3号）「予定地開埠地ニ関スル件」。【図4】は、明治42年12月13日總領事館副領事吉岡彦一「百草溝開埠地ニ關スル件」外務省記録『間島開放地諸規則協定交渉一件』（外交史料館所蔵、3-1-1-47）による。

商埠局の商埠地区域の画定は日本の非難を招來した。伊集院駐清國公使は、過去「間島問題」交渉の際、彼がすでに清国政府に注意を喚起したことがあり、商埠地区域の画定は、「我領事ト協議ノ上（区域を）確定スルコトハ、双方ノ為圓滿ノ仕方ニ有之。又協定ノ精神ニモ適フ所ノナル故、先方申込ノ次第ハ、差向内輪ノ見込ヲ定メタルモノニテ、最終的ニ確定シタルモノニハ非ラス」と主張し、「間島協約実施ノ駁頭ニ於テ、第一双方ノ間ニ、此種ノ論争ヲ見ルカ如キハ甚タ以テ好マシカラサル」と非難した。

42号)「百草溝予定地域視視査報告」前掲『交渉一件』
(18)明治42年10月25日伊集院公使小村外務大臣（電報第

そのため伊集院公使は永滝總領事に間島地方政府と速やかに交渉を行なうよう指示した。これに対し清国外務部は、商埠地区域の画定は「附屬公文」規定に従ったものであり、「各通商局（「商埠局」-筆者）ノ地段ヲ既定シタルハ外交文ノ協定ト悖ルナシ」と正当性を主張し、反論を加えた。¹⁸⁾

一方間島において、伊集院の指示を受けた永滝總領事は、陶彬開埠委員に申入れ、商埠地既定区域に対する清日の「共同踏査」を行なった。永滝は既定区域について次のように指摘している。

372号)「開放地区域選定方ニ關シ稟申」前掲『交渉一件』

①龍井村商埠地区域は、位置および総面積から、「開埠地トシテ、先ツ適當ノ地域ヲ有スルモノ」であるが、②しかし、局子街商埠地区域は市街から離れて畠地に位置し、総面積4万5千坪ということで、不便だけでなく、面積が狭いので、将来日本人と朝鮮人の商業発達に必ず影響を与える。したがって解決策として、「市街8分通及其前後ノ空地ヲモ含メ15万坪以上ナルコト」が必要であると強調し、区域の拡張を主張した。③頭道溝商埠地の既定区域は、「局子街ト同ク全ク市街ヲ包含セサル不便有之」であるから、市街地を取り入れ、商埠地区域を更に広げようと主張した。⁽¹⁹⁾ ④百草溝商埠地の既定区域は、位置また総面積約10万坪ということから、「満足セサルヲ得スカト存候」であった。⁽²⁰⁾

2. 日本側の対案と清日交渉

それでは、局子街と頭道溝の両商埠地の既定区域を如何に拡張するか。永滝は以下の「拡張案」を制定している。

(一) 局子街商埠地区域の拡張案（前記【図2】を参照）

第1案. 商埠地区域の東界を貞子街に設定し、北は師範学堂、南は巡警總局（清国側）、西は煙集河を境界とし、各一直線を引いた区域を商埠地域に定める。この区域内には、清国側の延吉庁署と巡警總局が包含されている。総面積は既定区域の4万5千坪から20万坪に拡張する。
第2案. だが、もし第1案が清国の反対により実現できない場合は、清国に譲歩して、北の師

(19)明治42年10月31日在間島総領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎「龍井村及局子街開埠地域ニ関スル件」。
明治42年11月17日永滝総領事小村外務大臣（電報第16号）「開埠地域ニ関スル報告」前掲『交渉一件』
(20)明治42年12月13日間島副領事吉岡彦一「百草溝開埠

範学堂から南へ北大街に沿って巡警總局までに一直線を引き、それを東界となし、その以西の区域を商埠地区域に定める。

(二) 頭道溝商埠地区域の拡張案（前記【図3】を参照）

北界は原案の通りにして、東界を海蘭川の西岸に沿って南に延ばし、また西界をさらに南に延長して、領事館分館の西側に沿って海蘭河北岸までに至る。この区域には、市街地の9割を包含し、領事館分館をはじめ、清国の「商埠局」（建設中）、税務局が位置している。総面積は南側の畠地と荒地を合わせて、既定区域の約10万坪から、12、3万坪に拡張する。⁽²¹⁾

11月23日、永滝は以上の拡張案をもって、陶彬開埠委員と交渉を始めた。双方は各自の主張を繰り広げていたが、その焦点となったのは、局子街商埠地の東界設定問題であった。

陶彬は、永滝の第1案（貞字街を東界に）、第2案（北大街を東界に）とも反対した。その理由はまず、清国の巡警總局、延吉庁署を包含したこと。次に、商埠地域内の私有地の買収において（商埠局は、商埠地区域内の私有地を買収し、それを外国人に租借すると主張した）、居住民の反発を招く可能性があるから、実行するに困難がある、ということであった。

そこで、陶彬は永滝に「最後ノ譲歩トシテ」、亨字街を東界に設定するとの「折衷案」を提出した。（前記の【図2】を参照）それによると、永滝拡張案第2案の東界の北大街からさらに西に移し、亨字街を東界に設定し、市街地の三分の一を商埠地区域に組り入れるかたちで、総面

地ニ関スル件」明治42年12月14日永滝総領事小村外務大臣「百草溝予定地域視察報告」前掲『交渉一件』

(21)明治42年11月18日在間島総領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎（機密3号）「予定開埠地ニ関スル件」前掲『交渉一件』

積を永滝第1案の20万坪から約12万坪に縮小する、ということであった。

陶彬の「折衷案」に対し、永滝は「(前略)清国側ハ其主張ヲ固持シテ下ラス、談判ハ果シテナキ」と判断したうえで、陶彬の亨字街東界説に同意するが、市街地の残り三分の二(貞字街を東界とする場合)を、「開埠地繁栄ヲ見ル迄、外国人ノ借家居住、営業差支ナキ区域」に定めると提案した。しかし、陶彬の極力の反対により、結局合意に至らなかった。

11月24日、永滝は交渉経過を小村外務大臣に報告した。その中で彼は「四開放地中、将来最も商業上ノ発達ヲ見ルベキ望アル局子街ニ於テ、清国側ノ主張ヲ容ルルトキハ、日韓民ノ通商上甚シキ打撃ナル」と述べ、「右ノ如ク頭道溝ノ方ハ、交渉困難ナラザルモ、局子街ニ對スル清官ノ態度甚々強硬ナルニ依リ、全部我要求ヲ容レシムル事ハ、其望頗ル寡ク、多少ノ譲歩ヲ為ササレバ、開埠地問題ノ解決ヲ見難キ情形」であると、今後取るべき方針を具申した。⁽²²⁾

日本側が商埠地区域を極力に拡張しようとした理由は二つであった。一つはいわゆる日本人と朝鮮人の通商上の便宜をはかるという点と、もう一つは区域の拡大により、とりわけ朝鮮人に対する管轄権の実行範囲を拡大するということにあった。後者について、1910年7月15日伊集院在清公使が小村外務大臣に「各開放地ニ於ケル所謂商埠地域内ニハ、是非共本来ノ市街全部ヲ包含セシムルヘキ」であり、間島商埠地区域の画定問題は「独り固有市街ニ於ケル居住営業権ノミナラスシテ、實ニ韓民管轄権問題ニ牽

聯セルモノナルニ付、右ノ点就テハ、極メテ明確且強硬ナル主張ヲ固守スルヲ要シ候」と具申したのが、これを立証している。⁽²³⁾

II 『商埠巡警章程』

「商埠地」区域の画定と同時に、商埠局は「商埠地」に関する諸規則の制定に着手した。その中で、『吉林東南路商埠局擬定商埠巡警章程計開』(以下『商埠巡警章程』と略称)は、間島各「商埠地」域内における警察権に関する基本方針を定めたものである。

1909年11月、商埠局から諸規則原案を受取った永滝総領事は、これら諸規則は「清国側ニ有利ナル条項ヲ羅列シ、商埠内ノ事項ハ、統テ清国ニ於テ管理セシムルト試ミ候為ノ外国人ニ不利ナル複雜冗漫ノ条項少ナカラサル」と非難した。特に警察権問題に関して永滝は、「附属公文」により清国は商埠地域内の警察権を広義に解釈しており、清国の警察権が朝鮮人および日本人に及ぶという主張は、「開埠地内居住ノ韓民モ、亦墾地(雜居地)居住ノ韓人ト同シク、清国ノ法権ニ服従スヘキ」ということになる。したがって永滝は、日本にとって諸規則案に対し「容易ニ承諾ヲ表スヘキコトニアラス」と主張するとともに、「清国ノ警察、衛生等ニ関スル権限ヲ局限スル」と同時に、「充分審査ノ上可成簡易ナル対案ヲ調整シ、御指揮ヲ俟テ」、清国間島地方政府と協議し解決すべきであると、慎重な対応策の実行を求めた。⁽²⁴⁾

それでは、如何なる「対案ヲ調整」し、清国

(22)明治42年11月24日在間島總領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎(機密第5号)「局子街及頭道溝開埠地区域ニ關スル件」前掲『交渉一件』

(23)明治43年7月15日 在清國特命全權公使伊集院彦吉外務大臣小村寿太郎宛(機密第90号)「間島商埠地章

程及警察章程等ニ關スル件」前掲『交渉一件』

(24)明治42年11月20日在間島總領事永滝久吉外務大臣小村寿太郎(機密第4号)「開埠地章程其他諸規則案辯務督辦ヨリ送付ノ件」前掲『交渉一件』

と協議するか。また、その焦点とは何だったのか。以下では、『商埠巡警章程』を中心に検討してみよう。『商埠巡警章程』は15条で構成している。それによると、商埠地域内に居住する朝鮮人および日本人は、清国の巡回局が発する規則、命令に服従すると規定し（1条）、清国巡警は朝鮮人、日本人の犯罪事件に対して、捜査、追捕などを得（3条、4条）ており、また戸口（戸籍）の管理（5条）、無業の遊歴者、不正等な営業に対する取締（6条、7条、8条）、商埠地区域内における外国軍人の警察規則に違反行為に対する制止（9条）なども、すべて清国巡警において管轄すると定めている。商埠地区域内において日本領事官（警察）は朝鮮人および日本人の犯罪事件に関し、「勝手ニ捕縛」することができない（4条）と明記している。

清国人、朝鮮人、日本人を問わず、商埠地域内に居住し、または営業、遊歴などを目的とする内外人は、すべて清国の現行また将来発布する各種の命令に服従する。清国の巡警は、犯罪事件の捜査、追捕、営業の取締などを行ない、警察権は外国人（朝鮮人、日本人）に及ぶものであった。

要するに、清国の『商埠巡警章程』原案に対し、永滝総領事、伊集院公使、外務省三者はそれぞれ対案を作成した。三者の対案は清の原案に修正を加え、清国の警察権行使を制限しようとしたものである。それによると、日本人および朝鮮人に関する事件はすべて領事館において管轄すると主張し、そして犯罪事件に対する捜査、追捕、営業の取締、不正当な集合あるいは結社、不法新聞の刊布などの取締に関して、清国巡警は日本領事官に照会して領事官の承諾を得てから行うか、また清国の干渉を受けず、領

事官において独自に処理するかである。特に4条の対案では、現行犯と違警罪犯に係わる事件に対して、清国巡警は、逮捕した犯人を直に領事官に引渡すべきであり、清国巡警は事件の審理、犯人の拘留など権限を得ないという内容が注目される。ここに清日対立の焦点は、清国の警察権が朝鮮人および日本人に及び得るかどうか、という点にあった。

1910年9月1日、伊集院は間島商埠地における日本側の主張を以下のように論弁している。

「(前略) 間島ニ於ケル通商開放地ハ、自開商埠弁法ニ依ルモ、此事タル通商條約ニ依リ保障セラレタル日韓人固有ノ地位ト、我領事ノ権限ヲ毫モ削減スベキモノニ非ズ。商埠地ニ對スル警察ハ、主義トシテ清國ニ屬スルト同時ニ、此主義ノ適用ト治外法権ヨリ生スル日韓人固有ノ地位トヲ相互調和スルコトコソ則是シ商埠規則協定ノ必要アル所以。」⁽²⁵⁾

換言すれば、「間島協約」および「附属公文」により、間島商埠地は清国が自ら開き、自ら管理するという「自開商埠」の性格をもっているが、治外法権の結果として商埠地内の日本人と朝鮮人が日本の法権に服従し、そして彼らに対する領事官の管轄権限は少しも削減するということを意味するのではない。上述の自開商埠の論理により商埠地内の警察権は、「主義」上清国に属するといえども、この「主義」の適用があくまでも日本人朝鮮人の日本の法権、管轄権に服従するという固有の法的地位の確保と相互に「調和」することこそ、清国の警察権が成立し、また日清の諸規則の協定の前提になる。いわば清国の警察権行使は日本側の管轄権実行に損害を与えないということを前提に成り立つべ

(25)明治43年9月1日特命全権公使伊集院彦吉外務大臣
伯爵小村寿太郎殿「間島商埠地巡警規則ニ關スル件」

前掲『交渉一件』

きであった。

1910年9月、永滝総領事は以上の日本側の対案を清国商埠総局側に提出し原案修正の交渉を申入れた。しかし、商埠総局は商埠地に関する諸規則の制定は「附属公文」に準拠したものであると反論し交渉に応じず、10月前記の諸規則原案と日本側の対案と共に吉林巡撫に送付した。その後本件はさらに吉林巡撫、東北三省総督を経て、清国政府の外務部に送付され、両国政府間の交渉により最終解決を図ることになった。⁽²⁶⁾

III 衝突事件と交渉

1. 領事館警察

日本は総領事館および各分館を設置すると共に、合わせて59人の警察官を駐在させた。すなわち、龍井村総領事館に42人（警部3人、巡査39人）、局子街分館に6人（警部1人、巡査5人）、頭道溝分館に6人（警部1人、巡査5人）、百草溝主張所に5人（警部1人、巡査4人）であった。⁽²⁷⁾

日本が間島に警察官を駐在させる根拠は下記のようである。

① 清国政府の「承認」を得たこと。その根拠は、1909年8月17日すなわち清日間の間島問題交渉の際、清国の外務部が伊集院公使あての照会文の一段落である。つまり「将来ノ商埠ハ清國自ラ先ツ二、三個所ヲ開キ埠界ヲ劃定スヘシ。

(26)明治44年3月11日在清国臨時代理公使本多熊太郎外務大臣伯爵小村寿太郎「間島商埠地其他ノ章程ニ関スル件」前掲『交渉一件』

(27)「在支領事館最初ニ於ケル警察官配置」『外務省警察史（第5巻2 警察関係条約及諸法規類）』（不二出版1996年）217頁（以下『外務省警察史（第5巻）』と略称）

(28)昭和5年9月13日附幣原外務大臣発信在局子街田中副領事宛回訓「間島協約附属公文ノ解釈に關スル件」

埠内ニ於テハ各国ヨリ領事館ヲ設置シ約ニ照シテ通商スルコトヲ承諾スヘシ。埠内ノ行政警察及各種ノ工程ハ凡テ清国自ラ辦理シ、領事館ニ司法警察ヲ附設シ、専ラ当該国居留民ノ召喚訊問ノミヲ掌り、商埠外ニ及ホスコトヲ得サルモノ」である。外務省は、この「領事館ニ司法警察ヲ附設」するという語句は、当時清国政府が日本の警察官の駐在に関し、正式に承認した根拠になるものと解釈した。

② 司法警察権は日本側に属すること。外務省は、附属公文は「商埠地ノ一般行政警察権力原則トシテ支那側ニ存スルヲ認メタルノミニシテ（中略）犯罪ノ嫌疑ノ為臨検捜査ヲ為カ如キハ行政警察ノ範囲ヲ逸脱シ、司法警察権ニ属ス。而シテ行政警察ニ付規定シタル前記間島協約附属公文ハ何等右司法警察ニ関スル一般原則ノ例外ヲ為スモノニ非ス。右見解ニ付間島協約交渉當時支那側ニ於テモ異議無」かったから、「少クトモ商埠内ニ於テハ、我方司法警察権ノ行使ヲ容認シ居レルニ微シ之ヲ察知スルコトヲ得ヘシ」と解釈したのである。⁽²⁸⁾

要するに、間島商埠地における警察権は、職務上において、行政警察と司法警察に二分するものであり、また権限上においては、原則上一般行政警察権が清国に属し、司法警察権は日本側に属する、ということであった。

1915年中国政府が日本警察官駐在に抗議したことに対し、外務省の反論は警察官駐在の理由を更に明確にするものであった。すなわち、中

前掲『外務省警察史（第5巻）』202頁。なお、領事館警察は一般に「外務省警察」と呼び、「外務省ノ警察官ハ之ヲ刑事訴訟法第248条ニ規定スル司法警察官トス。外務省ノ巡査ハ之ヲ司法警察吏トス」と規定している。勅令第528号大正12月28日「司法警察官吏及司法警察ノ職務を行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件」『外務省警察史（第4巻、2 警察関係条約及諸法規類）』<不二出版1996年>228頁

国駐在の日本の領事官は領事裁判権をもって、当地在留の日本臣民（朝鮮人を含む一筆者）の監督、保護、取締を為す責務を有する。そして、商埠地は勿論、商埠地外（間島では「雜居地」）といえども、日本が必要と認めた処に、警察官吏を派遣し、日本警察署の分署乃至日本警察官派出所を設けることを得る。警察権は商埠地さらに商埠地以外の地にも及ぶ。これは条約上「当然の権利」⁽²⁹⁾であり、また中国の警察制度が不完全なる現状において止むを得ざる処置である。⁽³⁰⁾

間島に総領事館を開設した直後、総領事館は「警察犯処罰令」、「居留民取締規則」など「館令」を公布した。これらによって、各商埠地では、領事館警察が朝鮮人日本人に対し、治安、営業の取締、居留民の戸籍管理、出版物の取締、さらに衛生、交通規則、建築規制などに関し管轄権を行使することになった。⁽³¹⁾ このような清日の異なる主張と政策の実行は、結局清日の対立を更に激化させ、間島各商埠地において双方の衝突事件が多発する局面を譲成した。

2. 中日警察官の衝突事件

1910年1月、龍井村商埠地で、日本人古賀松次郎が経営する空氣銃遊技場の営業をめぐって、清日警察官の衝突事件が発生した。古賀の営業

(29)①1896年日清通商航海条約第20条第22条には、清国における日本臣民の身体、財産に関する裁判管轄権は日本国官吏に専属し、また日本人に対する訴訟、犯罪被告に関する事件は、日本国官吏が日本の法律により、審理・判決を行うと規定している。これにより領事裁判において、領事官は領事館員または警察官をもって検事また裁判書記生の職務を行ない、また警察官吏をもって執達吏の職務を行ない、領事館警察は領事官の補助機関として、領事官の指揮監督を受けると規定。
②間島領事裁判に関しては1910年4月制定した「間島ニ於ケル領事館ノ裁判ニ關スル制」がある。それによると、間島領事官には予審権が認められており、その予審の死刑、無期、または短期一年以上の懲役もしくは

は、空氣銃弾5発につき代金5錢と定めて、的中者に日本製煙草「朝日」一個を与えるという仕組みで行われていた。ところが、清国巡警局は、この営業が清国法律上に禁止する非法営業であるとみて、巡警を派遣して遊技場を監視し、さらに客の出入りを阻止したため、営業は中止せざるを得なかった。

28日、永滝総領事は古賀の報告を受け、立上警部に現場視察を命じた。立上は数名の巡査を率いて現場にたち、清国巡警の「営業妨害」の「不当行為」を抗議した。しかし、清巡警は、われわれは上官の命令を受け、不法営業を中止する任務を実行すると答え、立上の抗議を無視した。立上は王潔清巡警局長の出頭を求め、交渉により事件を解決しようと提案した。ところが多数の清国巡警は、立上と数名の領事館巡査に対して、棍棒、剣で乱打したため、日本人巡査1名が頭部に重傷、朝鮮人巡査1名が手を負傷するという衝突事件に発展した。⁽³²⁾

2月2日、吳祿貞辺務督弁に対し、永滝は「善後策」として三項要求を提出した。すなわち、第一に、王潔清巡警局長を処罰し、林ト琳商埠局長を転任させること、第二、負傷した巡査2人に治療費を支弁すること、第三、清国側の警察権行使を清国人に限定すること、であった。

禁錮に該当する罪の公判は、朝鮮統監府（「日韓併合」後は朝鮮総督府）地方裁判所が管轄すると規定。（明治32年3月法律第70号「領事官ノ職務ニ關スル制」第13条、第14条。外務省通商局『外務省制度・組織・人事関係調書集（第8巻）領事官執務参考書（1）』＜クレス出版1995年＞3頁、77頁-79頁。

(30)第六調査委員会学術部委員会『治外法権に関する慣行調査報告』＜東亜研究所昭和16年＞112頁-113頁

(31)前掲『領事館執務参考書（1）』579頁-584頁

(32)明治43年1月29日附在間島永滝総領事発信小村外務大臣宛報告要旨「当地清國官憲ノ邦人営業妨害及我巡査ニ負傷セシタル件」前掲『外務省警察史（第19巻）』60頁

吳祿貞は永滝の三項要求を受け入れ、王潔清巡警局長を百草溝へ転任させ、また林ト琳商埠局長を解任した。事件に参加した巡警は、解職また転勤された。新任の商埠局長には、元局子街警察学堂監督の陳憲章を任命し、商埠局と巡警局の指揮権は彼が兼任した。一方、龍井村に巡警の人数を増加させ、事件発生前の30余人から60人（主に局子街警察学堂出身者）に増員した。また、商埠地内の各要地に派出所を増設し、総領事館官舎の中間地（総領事館の所有地）通路内にも二所が設けられた。これとともに、商埠地居住の各国人に命じ、各戸に門札（氏名、職業などを書いたもの）を貼付させるなど、居住民に対する管理を一層強化した。⁽³³⁾

このような衝突事件は後を絶たず多発した。例えば、1910年5月8日、龍井村商埠地で日本人の空き家に火災が起きた際、その鎮火をめぐる中日警察官の乱闘事件⁽³⁴⁾、1911年2月3日、局子街商埠地で起きた清田巡査に対する清国巡警の殴打事件、11月3日百草溝商埠地内で、天長節を祝って朝鮮人數人が日本国旗を掲揚したことに対し、清巡警が日本国旗を「凌辱」したとの理由で、清日警察官間の乱闘事件などがある。⁽³⁵⁾一方、「雑居地」でも衝突事件が多発していた。例えば、1910年4月27日、総領事館巡査が龍井村商埠地付近で朝鮮人を逮捕・引致する際、清巡警の阻止を受け殴打された事件。1912年7月26日間島清国税関の雇用日本人が清国軍警に殴打された事件などがある。その中で特

に1913年9月10日雑居地朝鮮人の戸籍、土地、学校などを調査するという目的で、二道溝付近に出張した頭道溝領事館分館巡査小路半三郎、朝鮮人通訳崔應南二人に対する朝鮮人の殴打、監禁事件（「二道溝事件」）は、この時期雑居地朝鮮人の政治的意向を端的に示したもので注目される。⁽³⁶⁾

清日は衝突事件が発生するたびに論争を繰り広げていた。上記の空気銃遊技場の「営業妨害」事件発生後、永滝総領事は小村外務大臣あてに、間島における清日の対立現状に関して、「彼等ハ商埠地内ノ警察権ハ全然清国ニ属スルモノト固信シ、本館警察官ノ駐在ヲ非認セント試シ候ニ付テハ可成速ニ商埠地章程及道路警察等ニ関スル章程ヲ協定シ、諸般ノ権限ヲ明ニスルニアラサレハ、地方官憲ト絶エス意見ノ衝突ヲ來シ自然相互ノ感情ヲモ害シ甚タ面白カラザル結果ヲ生スル」と報告し、『商埠巡警章程』をはじめ、清国と諸規則に関する交渉を即行すべきだと、事態の緊迫性を訴えた。⁽³⁷⁾

3. 中日交渉と「暫定的便法」

1914年5月、龍井村商埠地の巡警局は、商埠地内に居住する朝鮮人李竜洙が「モルヒネ」の密輸入に係わっているとし、その容疑で李の家宅を捜索した。これに対し堺興三吉総領事代理は、陶彬觀察使に巡警の「不法行為」を抗議し事件関与者の処分を要求した。しかし陶彬は、「附属公文」には警察権が中国に属するとす

(33)明治43年5月3日在間島総領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎殿「当商埠地ニ於ケル清国巡警ニ関スル件」外務省記録『間島開放一件』<外交史料館所蔵3-1-53>以下『開放一件』と略称

(34)明治43年5月11日附在間島永滝総領事発信小村外務大臣宛報告要旨「日清警官衝突之未終ニ死傷者ヲ出シタル件」前掲『外務省警察史(19卷)』67頁-68頁

(35)前掲『外務省警察史(19卷)』139頁、141頁

(36)同上137頁、138頁、140-141頁。なお「二道溝事件」に関しては拙稿『二道溝事件－雑居地朝鮮人の裁判過程を中心に』<大阪経済法科大学アジア研究所『東アジア研究』(2000年27号)>を参照いただきたい

(37)明治43年5月3日在間島総領事永滝久吉外務大臣伯爵小村寿太郎殿「当商埠地ニ於ケル清国巡警ニ関スル件」前掲『開放一件』

に明確にされており、しかも、商埠地における中国側の警察権行使はこの数年来の慣例として既定事実となっている。そのため『商埠巡警章程』が未定の今日において、この「慣例」に準ずるしかないと埠総領事代理の要求を拒否した。中日の論争は再起した。

6月1日総領事館で陶彬と埠の間に交渉が行なわれた。埠は上記の陶彬の主張に対し、「第一、支那ノ警察権ヲ外国人ニ及ボス可カラザルハ条約及各開港地ノ慣例ニ照シ、議論ノ余地ナキコト。第二、外国人ノ居住営業スル商埠地ノ章程ヲ領事ニ協議スペキハ素ヨリ当然ニシテ別段ノ意味アラザルコト。第三ハ當時ノ商議（間島問題をめぐる清日交渉を指す一筆者）ヲ誤解若クハ曲解セルモノナルヘキコト」と反論した。そこで双方は各自の主張を繰り広げたが、「直ニ主義上ノ解決ヲ望ムハ困難ト認メ候ニ付、差当り章程決定迄ノ暫定的便法ヲ協議スル」という結果になり、かつての中日の対立点を「疑点」として保留し、将来諸規則の決定の際に一括に解決するということに合意した。

この「暫定的便法」は、間島商埠地に限り効力をもつものであった。内容は警察官の「捜査・逮捕」、「営業取締」の2項につき規定している。1. 「捜査・逮捕」。中国巡警は、朝鮮人と日本人の現行犯非現行犯の逮捕、家宅捜査に関して、①非現行犯ニ対シテハ、家宅捜査ヲ行フ能ハザルコト。②現行犯ノ場合ニ当リ、犯人が家宅ニ逃げ込ミタルトキハ、領事館ニ通告シテ逮捕ヲ求ムベキコト。③急迫ノ場合、領事館ニ通告ノ暇ナキトキニ限り、家主ノ承諾ヲ得テ家宅ニ進入シ、犯人ヲ追捕スルヲ得ルコト。④急迫ノ場合ニ籍口シテ、猥リニ家宅ニ侵入スルガ如キ

トナキ様、上官ニ於テ嚴重ニ取締ルベキコト。

⑤追捕以外ノ捜査ヲ行フ能ハサルコト。

2. 「営業取締」。主に朝鮮人、日本人の芝居、写真、曲馬など興行場に関する営業取締が取り上げられた。内容は以下の通りである。

中国の巡警は、①興行物ノ許否、命令、取締等ニハ、一切干渉セサルコト。②興行ヲ許可シタルトキハ、領事館ヨリ商埠局ニ通知スルコト。③商埠局ハ、領事館ノ依頼ニ応シ、好意上外国人ノ興行営業ヲ保護スル為メ、巡警ヲ派遣スルコト。④権利トシテ巡警ヲ派遣スルガ如キ、誤解ヲ避ケル為メ、許可通知書ニ於テ巡警派遣ヲ依頼スペキコト。⑤派遣巡警ハ、支那人ノミニ対シ相当取締ヲ加フルモノニシテ、其他ノ事項ニハ一切干渉スルヲ得サルコト。⁽³⁸⁾

「暫定的便法」は、商埠地における中国側の警察権行使を大幅に削減した。便法成立後、陶彬は中国側がこの便法を協定した理由に関し、こう陳述している。中日の対立は「貴我ノ衝突ヲ來シ徒ラニ感情ヲ傷フハ好マシカラサルヲ以テ、権宜ノ処置トシテ、前回ノ取扱振ヲ商定シ、商埠警察章程決定以前ニ於ケル便法トナシヲ以テ、警察當務者ノ適従スル所ナキヲ免カレシメントシタル次第ニ有之候。」であった。⁽³⁹⁾ 要するに、便法は中日間の「感情損傷」を避けるための一種「権宜ノ処置」であった。ここで中国側の対日政策の慎重論が浮び上がっているが、これは1914年10月、王揖唐吉林省巡按使が、各道尹の宛に発した内訓において、

（前略）中日警隊頗有衝突情事。此特我國正在解決國体之時，白人？思乘隙，籍口生事。務希密飭屬部，嚴行約束，遇事謹慎，勿得輕啓衝突，致生枝節，深請注

(38)大正3年6月9日在間島總領事代理埠興三吉外務大臣男爵加藤高明殿「支那巡警が朝鮮人家宅搜索ニ関スル件」前掲『開放一件』

(39)大正3年7月25日在間島總領事代理埠興三吉外務大臣男爵加藤高明殿「本邦人興行場へ支那巡警臨検ニ關スル件」前掲『開放一件』

意為要。(中略)毋稍疏虞,切切此飭。

との趣旨と一致するものである。⁽⁴⁰⁾ 当時吉林省人民政府がもっとも配慮したのは、間島・満洲における中日軍警間の衝突事件の続発により、日本が「日本人の保護」という口実をもって、軍警を駐屯し、新生中華民国國体の安定と主権の確保に直接的危機をもたらすということにあった。この危機を防ぐために、吉林省人民政府は各地方において中日の衝突事件の発生を最大限に回避すると共に、上記の「暫定的便法」のような妥協策の実行も惜しまないという策略転換に乗り出したのである。

むすびに

「間島協約」締結後、間島商埠地における清(中)日の対立と交渉は、主に管轄権を中心に展開された。清国は「附属公文」をもって、商埠地区域を画定し、また諸規則案を制定するなど、自主権の行使に乗り出した。諸規則中の『商埠巡警章程』は、清国の警察権が商埠地区域内の朝鮮人および日本人にも及ぶという方針を掲げ、日本の管轄権を最大限に制限しようとした。ところが、満洲・間島における日本勢力の膨張に伴って、中日の対立は更に悪化したため、中国は対日政策の調整を行わざるを得なかった。その結果が「暫定的便法」であり、中国は妥協策の実行をもって日本を刺激せず、国権確保を図ろうとした。しかし、この「暫定便法」の成立は、中日対立の激化を防ぐとは言え、中国にとって『商埠巡警章程』の基本方針を自ら否定する結果となり、主権の一部が喪失されることを意味するものであった。

(40) 「吉林巡按公署密飭第88号（民国3年10月）」延辺档案館史料『巡按使飭知約警隊勿与日人輕啓衝突』<中国・延辺档案館所蔵、7-1-700>

一方、日本は清国の商埠地区域の画定を非難すると共に、区域の拡大案を制定し、管轄権実行範囲の拡張を志向した。これと同時に、清国の諸規則に対する修正案を作成し、とりわけ『商埠巡警章程』の対案をもって清国の警察権行使を否定しようとした。これは清国の抵抗を招いたが、伊集院駐清国公使の論弁のように、商埠地における警察権は「主義上」清国に属するが、しかし治外法権の結果として、日本人および朝鮮人の法的地位、また領事官の管轄権を削減するということを意味するのではない、と日本側は反論した。管轄権の確立を実現させるために、日本は多数の警察官を駐在させ、清国に圧力をかけると同時に、「暫定的便法」を協定して、「附属公文」を空洞化させることを狙ったのである。更にこれを保障するためには、日本は外交交渉により、管轄権の確立を正当化・具体化させる必要があった。

第2章で既述したように、1910年10月清国間島地方政府は、「商埠地」に関する諸規則と日本側の対案を外務部に送付した。1911年2月外務部は本件の処理に関し、本多熊太郎在清公使に照会を発した。外務部は日本の対案は、「窒碍滋多」（窒碍の点が多い）と指摘すると共に、「附属公文」には商埠地の管轄権が清国側に属するとすでに明確にされているから、日本側も「附属公文」の原則を尊重し、間島において商埠局と「和衷商議」により本件を解決すべきだと提議した。⁽⁴¹⁾ しかし、その後辛亥革命が勃発し、清国は崩壊した。中国国内の不安定な政局は、日本の諸案処理を一時中止せざるを得なかつた。

1913年9月16日、牧野伸頤外務大臣は、間島

(41) 明治44年3月1日在清国臨時代理公使本多熊太郎外務大臣伯爵小村寿太郎「間島商埠地章程其他ノ商定ニ関スル件」前掲『交渉一件』

の諸懸案に関する対中交渉を再提起し、山座圓次郎駐中国全権公使と堺間島総領事代理に、間島諸懸案の交渉時期、交渉の場所、商埠地区域の現状などについて問い合わせた。⁽⁴²⁾

1914年1月26日、堺総領事代理は牧野大臣の問い合わせに答えて、下記の案を具申した。

1. 交渉時期。時期の如何は兎に角、間島諸規則の速定はもっとも緊要である。だが、交渉を成功させるために、中国に過多の譲歩をせざるをえない場合は、むしろ現状維持が利益である。
2. 交渉場所。地理的要素から考えれば、間島地方で中国官憲と直接に交渉するのがもっとも良い方法であるが、従来間島地方政府の強硬な態度などに鑑み、交渉の成立は困難である。したがって、北京で政府間の交渉が望ましい。
3. 商埠地区域。龍井村商埠地は、数年を経て、現在商業が発達し、人口も次第に増加している。そのため、過去清国の既定区域は益々狭くなり、将来の発展需要から、更に11万6千坪の拡張を要する。局子街商埠地では、商業活動は既定区域と離れた市街地を中心に行われており、それも中国人が多数を占めている。そのため、商埠地区域を市街地にまで拡大すると共に、布爾哈通河に橋梁を建築し、現商埠地区域と連結する必要がある。これは将来吉会鉄道の建築に備え、当地に便利な交通施設を備えるための必要な措置である。頭道溝、百草溝両商埠地の区域は現状を維持すること。

(42)大正2年9月16日牧野伸顕外務大臣在支那山座公使宛「間島商埠地問題ニ関スル件」前掲『交渉一件』

(43)大正3年1月26日在間島総領事代理領事堺與三吉外務大臣男爵牧野伸顕「商埠区域及商定ニ関スル意見具申ノ件」前掲『交渉一件』

(44)大正3年3月24日在支那特命全権公使山座圓次郎外

4. 警察権。堺は中国側の巡警は現在依然に営業取締を行なっており、中日衝突の状況は変わっていない。したがって従来の主張を貫徹すると同時に、「我警察官ヲ商埠巡查(警)局ニ聘用セスマベキ」と提案し、それによって「我ト調節ヲ謀リ衝突紛争ヲ防ケ途ヲ講スベシ」と、進言した。⁽⁴⁵⁾

山座公使の主張は以下のようである。まず交渉時期に関し、山座は現在中日間に処理すべき懸案が多くあるから、間島商埠地の諸案に関して到底中国の承認を得難い。したがってむしろ今から交渉準備に着手し、将来彼我の感情が良好になる時期を待って交渉するのが上策である。交渉場所に関して、山座は地理的要素から考慮すれば、具体案の交渉は間島で地方官憲と直接に行なうと共に、若し主義上の問題で交渉が行き詰った場合、北京で中国外交部と協議するのが得策であると具申した。⁽⁴⁶⁾

ところが、翌年の1915年5月に入って形勢は急転化した。即ち「南満州及東部蒙古に関する条約」が締結されるや、日本は一方的に「間島協約」の「無効論」を唱え、「間島在住ノ朝鮮人ハ商埠地ノ内外（雑居地—筆者）ヲ問ハス我方ノ法權ニ服スヘキ」⁽⁴⁷⁾と従来の主張を一転させた。日本は「商埠地」と「雑居地」両区域を結び付けつつ、中国の法権を排除し、間島朝鮮人を日本の管轄権下に統括しようとした。間島協約の「無効論」は「附属公文」を曖昧にさせた。というのは、日本側の朝鮮人に対する管轄権実行範囲を「商埠地」から雑居地までに拡張するという主張が、「附属公文」において、清

務大臣男爵牧野伸顕「間島商埠問題ニ関スル件」前掲『交渉一件』

(45)昭和6年12月1日弊原大臣ヨリ在局子街田中副領事宛「中国側ノ在間島商埠地内法権行使問題ニ関スル件」外務省記録『間島商埠地内法権行使問題関係一件』<外交史料館所蔵 D-1-2-0-5>

国が自ら商埠地区域を画定し、また商埠地に関する諸規則の制定と、商埠地区域内における朝鮮人に対する管轄権とも清国が自ら行なう、という原則的規定を根本的に否定したからである。

他方、中国は「間島協約」の「有効論」を固持し、中日間の対立的論争はその後も長く響い

た。こうして間島協約の「無効論」の台頭と共に、日本は警察官の増員さらに間島朝鮮人に対する領事裁判を行うなど、商埠地は間島における日本の支配勢力の中心地として位置を固めつつあった。

